

家庭で、職場で、地域で、 男女共同参画社会を目指しましょう。

少子化・高齢化の進行など、私たちの生活を巡る状況が変化していく中で、社会を活性化していくためには、男性と女性がお互いに尊重しつつ、責任を分かち合い、その個性と能力を発揮できる社会…『男女共同参画社会』づくりが必要となっています。

『男女共同参画社会』とは、

男性と女性が、社会の対等なパートナーとして、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、それにより男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会です。(男女共同参画社会基本法第2条)

福井県では6月を「男女共同参画月間」と定めています。これまでの考え方にとらわれず、気付いたことから少しずつ意識を変え、行動していきましょう。



5つのアクション

I 世代に応じた意識改革と理解促進

社会活動や個人の生き方は多様化してきましたが、男性が主となって働くことを前提とした考え方や慣行は、職場・家庭・地域に根深く残っています。

性別に基づく固定的な役割分担意識が、身近なところにも意外にたくさんあります。「男だから、女だから」と考えてしまうことはありませんか？

II 女性リーダーの出やすい社会づくりの促進

企業をはじめとする社会のあらゆる分野において、方針などの決定過程に女性の意見を十分反映させていくことが必要です。一人ひとりがその意欲や能力に応じてできることを担い、活躍の場を一層広げていきましょう。

III 「仕事」と「家庭」の調和の取れた生活スタイルの実現

長時間労働を前提としたこれまでの働き方を見直して、男性も女性も、仕事と家庭の調和を実現することが、一人ひとりの自己実現を可能とするとともに、家族が安心して暮らしていく上でも重要です。

IV 男女がいきいきと暮らせる環境の整備

男女がともにいきいきと暮らしていくためには、性別や年齢などによる固定的な考え方にとらわれず、一人ひとりが社会を支える重要な一員として、その個性や能力、知恵を、地域との関わりの中で十分に発揮していきましょう。

V 女性に対する暴力の根絶

暴力は、その対象の性別や当事者の間柄を問わず許されるものではありませんが、配偶者や恋人などからの暴力(DV)、性犯罪などの被害者の多くは女性です。

こうした女性に対する暴力は、女性に対する重大な人権侵害です。「DVかも？」と感じたら、一人で悩まずにまずは相談してください。

福井県総合政策部ふるさと県民局 女性活躍推進課
TEL.0776-20-0319 FAX.0776-20-0632

E-mail:joseikatuyaku@pref.fukui.lg.jp HP:http://www.pref.fukui.jp/doc/joseikatuyaku/index.html



健康長寿の福井